



**地域みんなでまちづくり会議
と
職員地域担当制**

～すすめよう市民協働のまちづくり～

武蔵村山市

地域みんなでまちづくり会議と職員地域担当制

についてのお問い合わせは

武蔵村山市 協働推進部 協働推進課 協働推進グループ
〒208-8501 武蔵村山市本町一丁目1番地の1（市役所2階）
電 話 042-565-1111（内線242・243）
FAX 042-563-0793
M a i l kyodo@city.musashimurayama.lg.jp

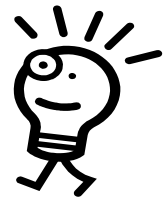
1 はじめにー市民協働によるまちづくりに向けてー

ー多様なニーズは、行政だけではまかなえないー

少子高齢化や経済情勢の変化とともに、地域のニーズはますます多様になっています。

そのような中で、自分たちが住みたいと思えるまちや、自分たちの望む暮らしに即した公共サービスを実現するためには、すべてを行政にまかせるのではなく、まずは生活に密着した地域の人たちが積極的にまちづくりに参加することが不可欠です。

どんなまちにしたい？
どうすれば暮らしやすくなる？
自分たちにできることは？



ー自分たちのまちは、自分たちでつくるー

誰もが安心して住みよいまちづくりをするためには、その地域に暮らす年齢も職業も所属する団体も異なった人たち（市民、NPO・市民活動団体、事業者など）と、市の職員が知恵と力を合わせて、互いに持っている情報を共有し、助け合いながら力を合わせて、ともに公平な立場で、自分の暮らす地域について考え、行動することが大切です。

それが、「市民協働」のまちづくりです。

ーみんなでつくるまちの実現のためにー

みんなでつくるまちの実現のためには、地域のことをもっと深く知り、愛着を持つことが大切ですが、地域に対する意識・関心は低下するばかりです。

住民の皆さんの参加意識の気運を高め、自治会をはじめ地域を支える団体への加入・参加を促進するためには、多くの方が真に参加できる組織・活動づくりを行うことが求められます。

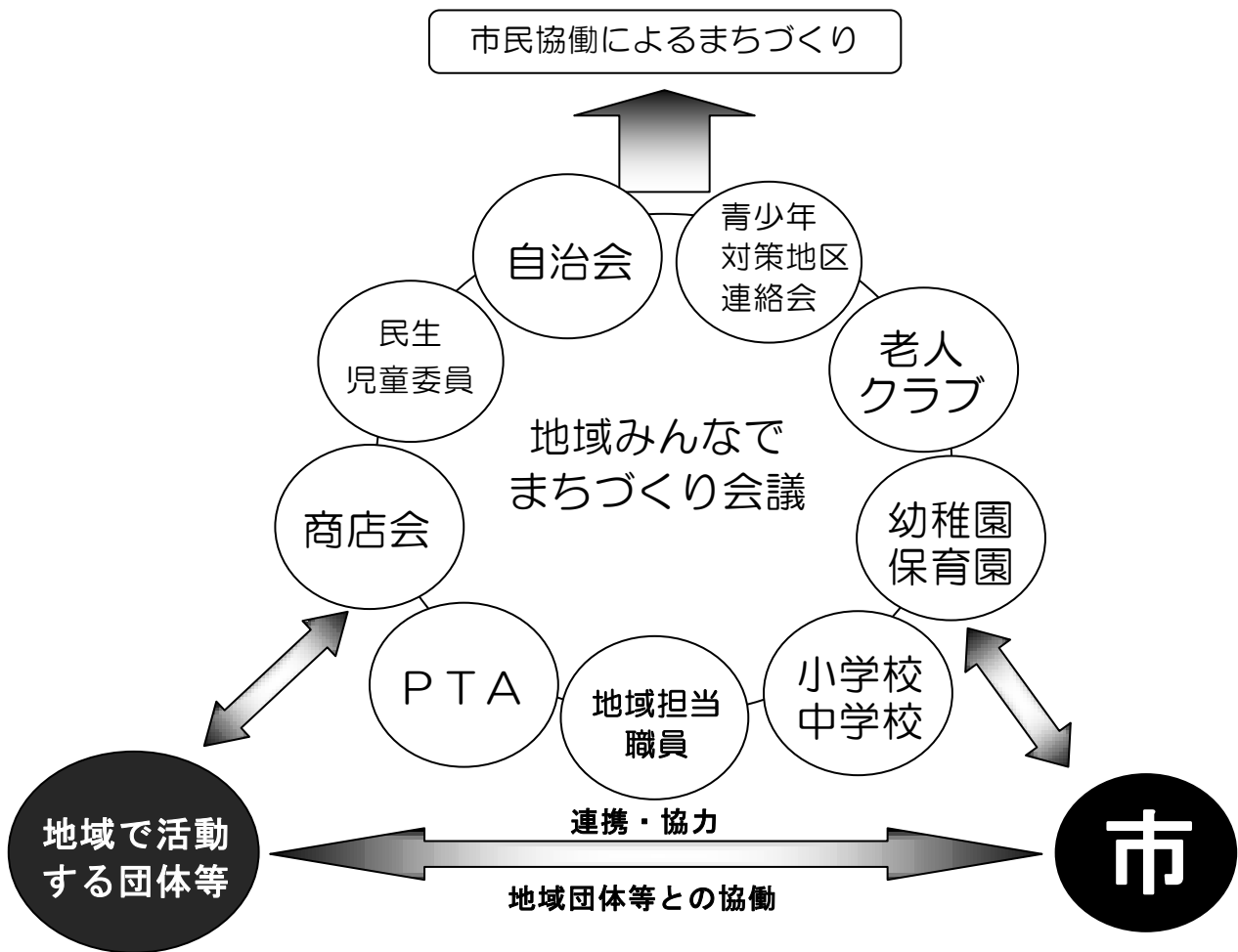
地域の中核的な担い手を育成していくためには、地域を支える団体が互いに連携していく必要があります。

みんなで知恵とアイデアを出し合って、お互いの立場を理解し、尊重し合いながら、まちづくりのパートナーとして一緒にまちづくりを進めましょう。



自分たちが「住んでいて良かった」と思えるまちを作るために、多くの人の意見・アイデアを聞くことが大切です。みんなが当事者になり、自分のこととして考えることで、よりよいまちづくりができます。

(図1) 市民協働によるまちづくりイメージ



2 地域みんなでまちづくり会議とは

—地域みんなでまちづくり会議で話し合おう—

地域みんなでまちづくり会議は、原則として市内9つの小学校通学区域（図4）ごとに設置され、地域で活動している自治会や市民活動団体等の意見交換を通して、連携及び交流を図る場であるとともに、市の職員も一緒に、その地域の様々な課題の解決策を考えていく場です。

●地域みんなでまちづくり会議は・・・

各地域によって課題やまちづくりの方向性は様々です。

そのため、会議の運営方針や開催方法などは原則として自分たちで決めることになりま

すが、おおむね次のような会議となります。

(1) 開催時期等

- ① 開催回数：年4回程度
- ② 開催時間：平日の夜間
- ③ 開催場所：中部地区会館又は各小学校通学区域にある地区会館等

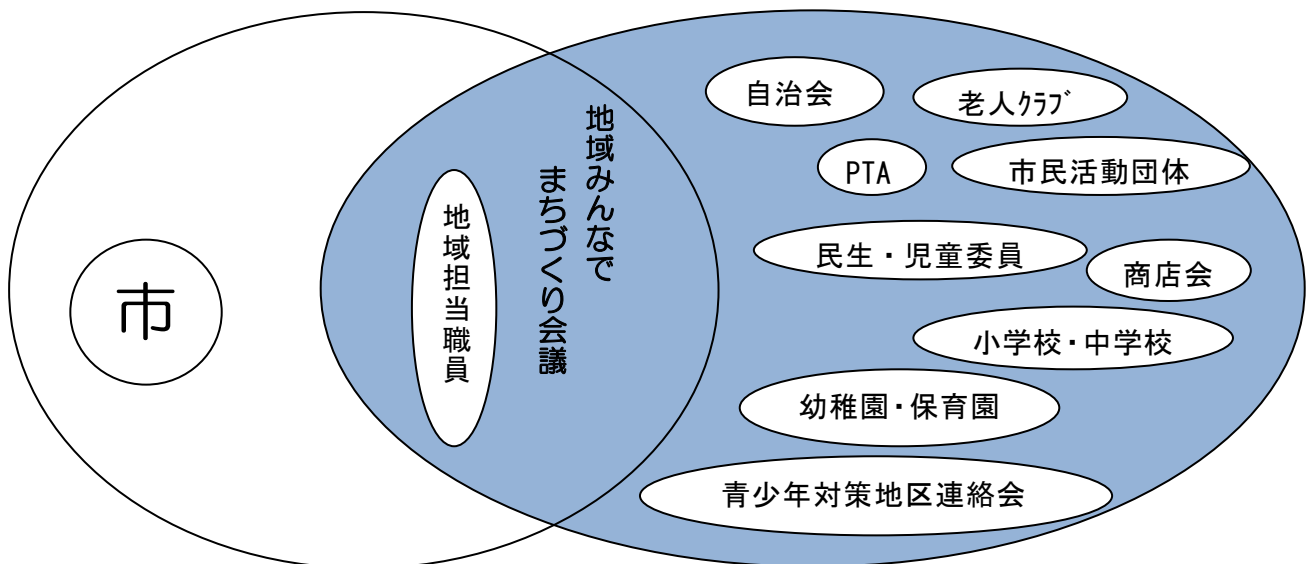
(2) 構成員

- ① 地域で活動する各団体（自治会など）の代表者又は構成員
- ② 地域担当職員

(3) 設置時期（予定）

平成25年度 第三小学校通学区域及び第八小学校通学区域
平成26年度以降 他の区域に順次設置

(図2) 地域みんなでまちづくり会議イメージ



これらの団体が連携し協力しながら、地域の課題や問題を解決してくよう検討していきます。



一番身近な課題を知っているのは、そこに暮らす人。
色々な制度を知っているのは、市の職員。
立場・活動の違う人からは、いい解決策が出るかも。
多くの人意見を聞いてみよう。
まずは、同じ地域に暮らす人が、どんな人かを知ろう。

3 職員地域担当制とは

職員地域担当制は、「地域みんなでまちづくり会議」に市の職員を派遣する制度です。

●職員地域担当制は・・・

(1) 導入時期 平成25年度 第三小学校通学区域及び第八小学校通学区域
平成26年度以降 他の区域に順次導入

(2) 組織

- ① 1つの区域を1つの班が担当します。
- ② 地域担当職員には、部長職及び課長職の職員を充て、班ごとに下図のように組織します。

役職	担当職員	1つの小学校通学区域における人数
班長	部長	1名
班員	課長	2名

(3) 地域担当職員の役割

- ① 地域と市のパイプ役として地域みんなでまちづくり会議に出席します。
- ② 各団体との意見交換を通して、意思疎通や、地域連携の強化、地域力の向上、地域の活性化などの推進を図るために、次のようなことを行います。
 - i まちづくりへの提言やアイデアなどを市の政策に生かすよう努めます。
 - ii 地域の課題について地域の皆さんと共に解決するための話し合いをします。
 - iii 地域の皆さんが魅力あるまちづくりをするための相談や情報提供をします。

(図3) 地域担当職員の役割イメージ

